

令和元年度第1回八戸市虐待等防止対策会議 会議概要

▼ 開催日時・出席者

日 時： 令和元年5月28日（火） 10:00～11:30
場 所： 市庁別館8階 研修室
出席者： 以下のとおり

【出席者（計30名）】

出席委員（12名）	加藤 勝弘	黒澤 徹
	高橋 育子	安田 真
	清水 博己	小西 秀明
	湖東 正美	上村 由美子
	蒔田 増美	最上 和幸
	武部 悦子	小澤 一雅

欠席委員（3名）	水谷 歩未
	山内 一広
	田頭 初美

庁内関係部署職員（13名）	豊川 福祉部長兼福祉事務所長
	松橋 福祉部次長兼生活福祉課長
	中里 福祉部次長兼高齢福祉課長、高齢福祉課 職員1名
	三浦 子育て支援課長、子育て支援課 職員2名
	鈴木 障がい福祉課長、障がい福祉課 職員2名
	石藤 健康部保健所副所長兼健康づくり推進課長 教育指導課 職員2名

事務局（5名）	藤田福祉政策課長、福祉政策課 職員4名
---------	---------------------

▼ 会議内容

■ 次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長及び副会長選出
- 5 会長・副会長あいさつ
- 6 議題
 - (1) 八戸市虐待等防止対策会議の概要について
 - (2) 各課所管の会議について
 - ① 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議
 - ② 八戸市要保護児童対策地域協議会
 - ③ 八戸市いじめ問題対策連絡協議会
- 7 閉会

■ 議事の概要

各課所管の会議等について、それぞれの担当課から説明し、意見交換を行った。

■ 案件の内容

議題（1）八戸市虐待等防止対策会議の概要について、資料 1-1～1-3 により、担当課から説明を行った。

また、議題（2）各課所管の会議について、資料 2-1～2-3、資料 3-1～3-3 及び資料 4-1～4-2 により、関係各課が所管している関連会議について、各所管課の担当者が説明し、その後、意見を聴取した。

■ 主な質問・意見

- （委員）「高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」の意義について、当初の見込んでいたものと、現状などについて伺いたい。

資料 2-3 を見ると、開かれた会議が 1 回となっているが、実際として高齢者や障がい者の虐待の疑いや相談であったり、それに類するものであったり、多くのケースで会議は開いていると思うし、市職員や医療福祉関係者を交えて会議をしていると思うが、それにも関わらず、「高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」の開催は 1 回ということだが、当初見込んでいた当会議の意義であったり、こういうふうになりたいと思っていた所と実情が離れているのではないかと感じたのだが、その辺はいかがか。

⇒（高齢福祉課）高齢者虐待についてですが、ケースが起きて、それに関しての初動会議やケア会議というのを、30 年度に関しては合計 184 回行っている。それに対

して、「高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」は1回である。

まず、このケース会議の趣旨や目的は、虐待の防止や早期発見、ネットワークの構築など、そういった高齢者に対しての支援や活動に対しての総合的な支援策を考えるのが、「高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」である。

今年度、当会議で話し合ったのが、高齢者の虐待についての啓発についてであるが、例えば、どのようにしたら虐待を未然に防止できるだろうかということ、様々な関係者の方から御意見をいただいた。

また、心理的虐待は理解するのだけれど、その他のところは理解できていないのではないかとあるとか、そのほかケアマネージャーや高齢者支援センターの職員のスキルアップの必要があるのではないかなどの御意見があったので、これらを踏まえて、今後は啓発などを行っていきたいと考えている。

○**続（委員）** 今のお話は、体制や施策についてどうしようかという所について、会議で話されたということだが、当初はケース会議のメンバー全員か、あるいは一部を集めてケースそのものについて協議をするようなことだったと思うが、その辺については位置づけが変わったということか。

⇒ **（障がい福祉課）** 障がい福祉課では、まさにケースの内容について、会議として位置づけている。通常であれば、通報があった際に、まずは実態等を確認して、その件について課内の職員だけのコア会議というものを開催し、国のマニュアルを基に調査した上で、次の手立てを考えるということになる。

幸いにして、障がい者の方は1桁程度の通報であるが、概ね虐待と言いつつも御家庭なりの懸案のようなものが増えてきている。

このことから、あえて専門の皆様から御助言いただくような内容が少ないということもあり、課内で次の手立てを検討しているというのが実態である。

そのため、障がい福祉課としては、ケース会議の本来の趣旨からすると、皆様方から御助言いただくような会議の開催に至っていないということである。

⇒ **（高齢福祉課）** 「高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」の開催について、補足します。当会議は、定期的で開催するものではなく、高齢者部門と障がい者部門の両方で話し合って他の意見を聴いた方がいいという実例があった場合に開催するものであるが、29年度はそのケースが無かったものである。

しかし、せっかくこのような会議を持っているので、昨年度は1回開催したものであり、この会議の中で、様々な職種の方々から貴重な御意見をいただいた。

このようなことから、今年度は1回ということではなく、必要に迫られた事例が無くても、数回開催し御意見を伺って、ケースの解決策に繋げるということで実施したいと考えている。

○**続（委員）** そうすると、当初の位置づけとは特に変わっておらず、個別のケースも扱うし、体制や施策についても協議していくということによろしいか。

⇒（**高齢福祉課**）その点については、特に縛りなどなく、広く必要である場合は開催するということ考えている。

○（**委員**）私も高齢者虐待に携わっているが、最近、非常に目に付くのが、養護者と言われる、虐待をしている側の方達が、非常に不安定な精神状態が目立ってきていると感じている。それも40代や50代の息子さんが虐待している側として多いというデータがありますが、男性で40代や50代の方で仕事もしておらず、いわゆる大人の引きこもりというパターンが非常に多く、当然、病院にも雇っておらず、通院もしていない。

さらに、働いていないのでお金も持っておらず、親の年金をもらっていたり、それらが原因で暴力に発展するなどしている。

また、お酒を飲んで、さらに悪化しているような状態で、このようなケースが非常に多いというのを実感している。

それは、児童虐待でも、いわゆる40代であったり30代の親が、連鎖でもないが、そういうのがあるようにも思っている。そのようなあたりも病院関係者の委員はどのように感じているのかお伺いしたい。

○（**委員**）相談支援で携わっている中で、児童虐待や高齢者虐待などいろいろ相談を受け、もしかしたら虐待なのではというアンテナを張るようにしている。

チームで動いているということもあるので、通報したらいいのか、主治医の先生がどのように考えているのか、あと関係者や家族など複雑な所を1つ1つ解きほぐしながら、ソーシャルワークという手法を使って展開をしていかなければならないということがあり、最近はとても複雑化してきていると感じている。

本日、関係課からいろいろと説明があったが、利用する側や市民から見たら、どこに相談したらいいのかと困っていることもあるので、当方では、このような相談機関がありますという御紹介などをして繋いでいる。

また、相談の中でクリニックと病院の精神科では、クリニックの方が受診しやすいということがあるようで、引きこもりの相談や、発達障がいもともとあったのではないのか、そのほか、知的障がいもあったのではないかという方が多くなっているという現状がある。

ただし、家族としてはもっと以前から何とかしたかったであるとか、どこに相談すればいいのか分からなく、何となく精神科に来たという事例もあるので、もし、学生時代や就職活動のときに、うまくいなくてなど、若い時に治療やクリニックに来て

いれば、また違う展開もあったと思うが、40代や50代になってくるとなかなか次の展開までいかないとか、親御さんも高齢になってきているということもあるので、少し複雑になってきているという現状である。

○（会長）他に、現場で携わっている委員の方は、何かありますか。

○（委員）引きこもりという話があったが、40代や50代の男性が、仕事を持たずに親の介護をされているという方も多くなっている。

その中で、資料にもあるとおり、「病気の無理解」ということもあるが、発達障がいや精神障がいではないかと疑いがあるような方々が関係していることが多く見られると感じる。

そのような方々に対して、なかなかケアマネージャーだけでは対応が難しいことがあるので、相談する事案として、多くあると感じている。

○（委員）民生委員ということで、常日頃、見守りの立場にありますが、虐待の定義というのは、私も長いことやっていて、なかなか難しいと感じています。

市民の方、家族の方も虐待の定義そのものをきちんと理解していないように感じており、身体的な虐待であればすぐに分かるが、精神的なものもあるし、いろいろなものがあると思う。

年配の方を訪問していても、例えば、息子からいじめられているだとか、年金を使われていて困っているだとか、本人から訴えてくれればいいが、それすらもできない人がいる。

また、お父さんやお母さんが段々と歳を重ねて、認知症も出てきているのではないかと思い、逆にこちらから家族の方に話しかけても、自分の親に対してはあまり関心を持っていないように見受けられる。普段のとおり生活していて、今度は言葉の暴力が始まり、扱いも悪くなるなど、現実にくらでもあるケースである。自分達も見かねたときは、ケアマネージャーさんに連絡するなどの対応をしているが、特に男性の場合は、親御さんの介護に対して無関心であると感じる。

さきほど、40代や50代の話も出たが、40代や50代の男性というのは、自身の仕事もあり、あまり関心がないように感じる。たまに親の所に行って見ているとは言うものの、声がけ程度で終わっているように思う。

逆に民生委員が訪問すると、年配の女性から、あれもこれもやってほしいなど、結構日常的な支援の依頼がある。

このような実態なので、虐待というものに対して、子どもの場合もそうだが、市民皆さんが虐待とはどういうところから始まるのかということを知ることが必要なの

ではないかと感じており、そのあたりは市の方でどうお考えか。

⇒（高齢福祉課）高齢者に関して、虐待がどの程度で通報したら良いのか、かなり難しいというのはあると思う。我々とすれば、少しでも虐待の疑いがあれば、高齢者支援センターを通じて迷わず連絡をよこすように呼びかけをして対応をしている。

市としても、1人1人に24時間ということでは対応が難しいので、会議を開いて、地域の方々、民生委員の皆様や地区社協であったり、いろいろな方々から御協力や御支援をいただきながら、見守りの体制を図っている。

また、委員からお話があったように、初動体制がかなり大事になってくるものと考えている。資料2-1にあるように、相談件数は増えているが、虐待の内容にすれば件数が減っているというところである。

これは、早い段階で相談していただいた結果、虐待にまで至らなかったということだと認識している。

これらのことから、少しでも虐待の疑いがある場合は、12 圏域の高齢者支援センターにすぐ相談していただきたいと考えている。

○続（委員）これは、きりがいい話で、いろいろなケースがあると思う。

やはり、市民全体が常に多くの目で見えていくような体制ができればいいと思う。

しかしながら、プライバシーに関することなので、よほど目に余らない限りは通報も来ないし、連絡もなしということの方が多いので、実際、資料に載っている数字は氷山の一角だと思っている。

むしろ、見えない部分の方がこれからどんどん出てくると思うし、認知症の方々が増えてきているので、これは大きな問題だと思う。認知症が関係していれば本当に虐待されているのか本人すら分からないのではと思うし、外に見えてくるというのは、なかなか難しいのではないかと思う。

幼児だと泣いて騒いだりするので、近所の人もおかしいのではないかと思うが、大人の場合、それが無い。

自分の経験でも、夜中に叫んでいる声が聞こえて、虐待されているのかなと思い、なおかつ通報もあったようなので、現場に行ってみたら、いつものとおり、ただちょっとということ聞かないから大きい声で叫んだだけだと言われるが、それも実際のところは分からない。親子の間で、娘さんとお母さんの間柄であるが、隣近所で気になるぐらい大声出しているというのは、何かあるのではと思ってしまう。

そのようなこともいろいろあるので、なかなかこれは問題が深く、これからの深刻な課題だと感じている。

⇒（子育て支援課）2点ほど説明します。まず1点目は、児童虐待とドメスティックバイオレンスは、テレビ等で見たり聞いたりしているかと思いますが、子どもさんが居る目の前で夫婦喧嘩で暴言を吐いたり手を上げたりなどは、DVにもなるし、面前DVという表現を使っているが、子どもさんの心理的虐待にも繋がるということで、これはどちらもケア、対応しなければならないことである。

それは市だけではなくて、児童相談所や警察署でも、そういった通報を受ければ、夫婦喧嘩の延長で少し度が過ぎる場合、その家庭に子どもさんが居れば対応をしていることもあるので、単純に1対1でどうこうというのではなく、世帯でどう捉えていくかということが、今後必要なのだと感じており、どのように周知していくかが課題だと思っている。

もう1点目は、いま国で盛んに議論されているところであるが、児童虐待なのか、又は「しつけ」なのかという議論があるが、度が過ぎるとそれは「しつけ」ではなくなります。

これは「懲戒権」というものであるが、「しつけ」の一環で、手をはたくのが良いのか悪いのかというところになってきて、どこまでがしつけで、どこからが児童虐待や暴力になるのかというところが非常に難しいところで、国でも議論しているところである。

○（会長）この辺、現場で携わっている委員は、どうお考えか。

○（委員）我々の園でも虐待の疑いがあるようなケースというのは、自分自身経験したことはないが、いまお話のありました、「しつけ」と虐待の線引きというのは本当に難しいなと思います。

それこそ自分の父親の時代などは、悪いことをすれば木から吊るされたりなど、そういうことが普通に笑い話でするぐらいのことがあったようだが、いまそのようなことがあると、本当に事件になるし、これを法律で明文化してどこまでが「しつけ」で、どこまでが親の権限で、どこまでが越権でというのは、なかなか現時点では難しいと思う。

ただし、難しいけれども、放置もしておけないと、自分は感じている。本当に千葉であった事件でいうと、夜中に寝ている子を起こして風呂場で水をかけるのが「しつけ」なのかと感じてしまう。

やはり、「しつけ」であれ、その方法は様々あれど、愛情というものが根底にあるかないかだと思う。それはなかなか形には見えないもので、これが愛情だと言われれば何とも言いようがないですが、いま現時点で苦しんでる子どもたちが居るのであれば、もう親の権利うんぬんではなく、ある程度、親の権限も奪って然るべきところで子ど

もを救っていただきたいと、日々報道が出るたびに、個人的な願いとして思うところである。

○（会長）他に何かありますか。

○（委員）虐待については、セクハラと同様で、子ども自身がどういうふう to それを受け止めているのかがとても重要だと言われている。

何でもないような心理的虐待に当たるような暴言であっても、子どもが親と非常に心理的に強く繋がっていて、怒られても仕方がないというような程度で、子ども自身が虐待と感じていなければ、それは許容される範囲ではないかということが、一般的には言われていると思う。

そのため、「しつけ」と虐待の線引きというのは非常に難しく、国がどういうふうに一線を引くのかというところが非常に興味があるところである。

また、いろいろなところでその是非について議論されているようだが、少なくとも、子どもが健全に育っていくためには虐待はなくさなければいけないと思う。

暴力でもって子どもを教え込むというようなことは、学校教育でも体罰は禁止されているので、家庭においても、子どもや児童の権利条約でも全くそのとおりで、虐待はいけないということは言われており、我が国も批准しているのに、暴力でもって何かをさせるということは止めるべきだと思っている。

別件でちょっと質問があるのだが、資料3-2で青森県と八戸市の虐待の現状について数字が書かれていて、非常に興味深いなと思ったことがある。

1つは、青森県全体でみると、虐待者である実父と実母がほぼ同数であるが、八戸市に限ってみると、実母のほうが圧倒的に多くなっている。平成29年度は実父と実母が1:29、30年度は18:42であるが、県全体だとほぼ同数になっている。

その相談件数の内訳をみると、八戸市の場合、心理的虐待が20件、ネグレクトが27件ということで、ネグレクトが多くなっている。ここ数年をみると心理的虐待よりもネグレクトの相談件数が多くなっており、全国的にみると、資料にある青森県全体もそうだが、心理的虐待がいま一番多くなっているはずである。

しかし、八戸市の場合にはネグレクトが多く、非常に特徴的だと思っている。先ほど説明があった時に、八戸市の場合には保護者の抱えている問題が多様化していて、特に精神疾患を持っている方が多いという話があったので、たぶんネグレクトが多いというのは、精神疾患の母親が多いのかなと推測される。

しかし、こういった問題について、特に実母が多い、つまり母親の子育て支援など、母親に対するサポートが非常に求められているのかなと率直に思ったわけであるが、それについて、もう少し詳しく現場の実情についてお伺いしたい。

⇒（子育て支援課）少しサンプル数が、八戸市が 68 件に対し、青森県全体は 1500 件弱であり、その内訳が出てきていない中で、評価というのなかなか難しいところがあるが、委員が御指摘したとおり、八戸市の場合はネグレクトが多いと思っています。

青森県は、母親の場合でいうと何らかの問題を抱えていて、いわゆる困難を抱えているというより、経済的な不安も含まれるが、生活保護を受給していれば国の基準でいうと、経済的な面ではクリアされているはずであるが、中には精神疾患を持っている方がいらっしゃるというのが現状である。

ただし、問題なのは精神疾患を持っているから児童虐待をするということでもなく、適切な医療を受けていない方もいらっしゃる場合があります、そこが少し気になっているところである。

例えば、子どもさんが定期的に通院しなければならないものを、親の判断などで長期間通院していないような場合に、いざ子どもの状態を見た時に、学校等からネグレクトの疑いがあるということで通報が来たりなど、今後も、そういうことが多くなってくると思われる。

そのほか、特定妊婦の問題もあり、この場合も精神的なものを抱えて特定妊婦に至っていることもあろうかと思う。

八戸市では、昨年 10 月に子育て世代包括支援センターが設置されており、妊娠期からケアしていきながら、健康づくり推進課と連携し、長期的なフォローというのが必要になっていくのではないかと考えている。

⇒（健康づくり推進課）健康づくり推進課では、虐待の未然防止や早期発見に力を入れて、活動している。

妊婦さんが妊娠届けにいらした時には、事前に記入していただいたアンケートを見ながら個別にお話を伺い、その中で、精神疾患の既往や精神不安などの相談がある場合は、特定妊婦、妊娠中から特に支援が必要な妊婦さんということで、継続して支援を行っている。

不適切な養育がみられる時は、子育て支援課に相談することも多く、このことが相談件数に反映されているものと思っている。

このように、リスクがみられる場合はより配慮して支援するようにしている。

○（会長）私も資料を見て思ったが、母親の問題もあるが、子どもさんの方にも何かしらのリスクがあればこうなっていくのかなと思う。

そのあたり、障がい児などに携わっている委員はどうお考えでしょうか。

○（委員）子ども達に障がいがあり、さらに親御さんにも障がいがあるなどして、なかなか家庭の中まで入り込めないという現状で、非常に苦慮しているのだが、ただ、子

ども達が当方の施設を利用していることにより、何かあったときにすぐ気がつくことができるという点では、非常に、今の制度は助かっていると思う。

しかし、子どもの年齢が上がるに従い、恐らく、親の思いどおりにならないことが出てきたときに、もしかすると、虐待に繋がるような行為が出てくるのではないかという気がしている。

したがって、どこかで繋がっていることによって、子どもの支援だけではなくて、親御さんの支援も合わせて組み立てていければいいのかなと思います。

ただし、制度的には、まだそこまでいっていないので、今後、子どもと親と一緒に支援できるような体制づくりをしていければいいのかなと思っている。

実際に、知的障がいのあるお母さんに子どもが3人居て、3人の年齢が割と近く、小学生の高学年と中学生の子がいて、その子達が、今はお母さんの言うことを割と聞いているのだが、時々、反抗期みたいなことが起きて、お母さんの言うことを聞かないことがあったりなどがあると、親子で揉めてしまうことが起きる。

その中に自分たちが入るのが非常に難しいという部分があるので、子どもと親御さんの両方を支援できるような何かがあれば非常に良いのかなと思っている。

- （会長）高齢者の虐待も児童の方も、やはり、家族の支援をしていかなければならないという意味では、これから各関係機関、実務者の方々も連携して繋がって支援していかなければならないと思う。

これは以前から言われていたことであるが、そういう連携を行政だけではなく民間も含めての連携をとっていかなければ、支援、防止、解決というところには繋がらないのではないかなと思う。

- （委員）小学生で、朝ごはんを食べないで登校するという子どもが居るとするのはよく聞くし、どこの学校にも何人か居ると思うが、一番初歩的な形で、これが児童虐待になるのかどうか、また、成長期に朝ごはんを食べないのが脳の働きなどに影響があるなど医学的に言われており、それがネグレクトになるのかどうなのか。

周りから、お母さんが忙しいなどで食べないという子どもが居ると聞くが、その辺は教育委員会や学校から通報などがあるのか。

⇒（子育て支援課）虐待かどうかで言われると、適切な状況にあるとは言い難く、虐待になってくるものと考えられる。学校では、よく「早寝・早起き・朝ごはん」ということを指導しているが、子ども自身が食べたくないということであれば、それは仕方がないようにも思うが、親が、子どもが食べたいと言っているにも関わらず、食事の準備をしていないであるとか、まだ寝ているだとかという場合は、子どももそうなるようで、子どもの問題でもあり、実は親の問題でもある。

これは、親が適切な養育をしていないことになろうかと思うが、そういう場合は、いきなり市からというよりは、学校の先生であるとか、スクールソーシャルワーカーも配置されているので、その方々と連携しながら、その状態がいいのかどうかということを、親御さんに気づいていただきながら解決していかなければいけないのではと考えている。

○**続（委員）** なかなか簡単にはできないと思うが、必ずそういう方々は居ると聞く。

たまたま今日は食べないとかではなく、経常的に朝ごはんが無いという家庭もあるということも聞く。

それは、親御さんの仕事の関係とか、母子家庭であるとか、また、お母さんが仕事に行かなければならないなどあるので、体系が千差万別であるため何とも言えないが、その辺も底辺から見直していかないとなかなか虐待は止まらないのではないかと思う。

○**（高齢福祉課）** 先ほど、虐待について、目に見えず潜んでいるということで御意見がありましたので、そのことについて御説明します。

高齢者支援センターでは、虐待を含めた高齢者支援ということに取り組んでいるが、これについて、受け身の姿勢で、相談があったり何か通報があったり、そういった時に対応するというだけでなく、攻めの姿勢でどんどん地域の中に入っていきようにしており、年間 300 件を最低ノルマとして、実態把握を行っている。

このことから、高齢者の方々、地域の方々はどういった状況があるのかというのを、毎年、地道に訪問等を重ねて実態把握をしている。

そういった中で、虐待を含めて支援に繋がっていない高齢者の方々がいらっしゃれば、すぐに支援に繋げるような取り組みや、高齢福祉課以外の分野においても、とにかく繋げるということで支援をしている。

高齢者支援センターは、とにかく地域の情報や連携がとても重要ということで、民生委員の会議に参加させていただいたり、地区社協、町内会など、各所に顔を出させていただいている。町内会活動においても、積極的に地域活動に参加し、できるだけ地域の方々と連携を密にするという形で取り組んでいる。

このような風通しの良い関係の中で、情報をいくらでも多くいただいて、とにかく少しでも虐待の疑いのあるところについては、積極的に入り込んで、虐待につながる前に解決をするという取り組みを行っている。